

# 藤巻町からの報告

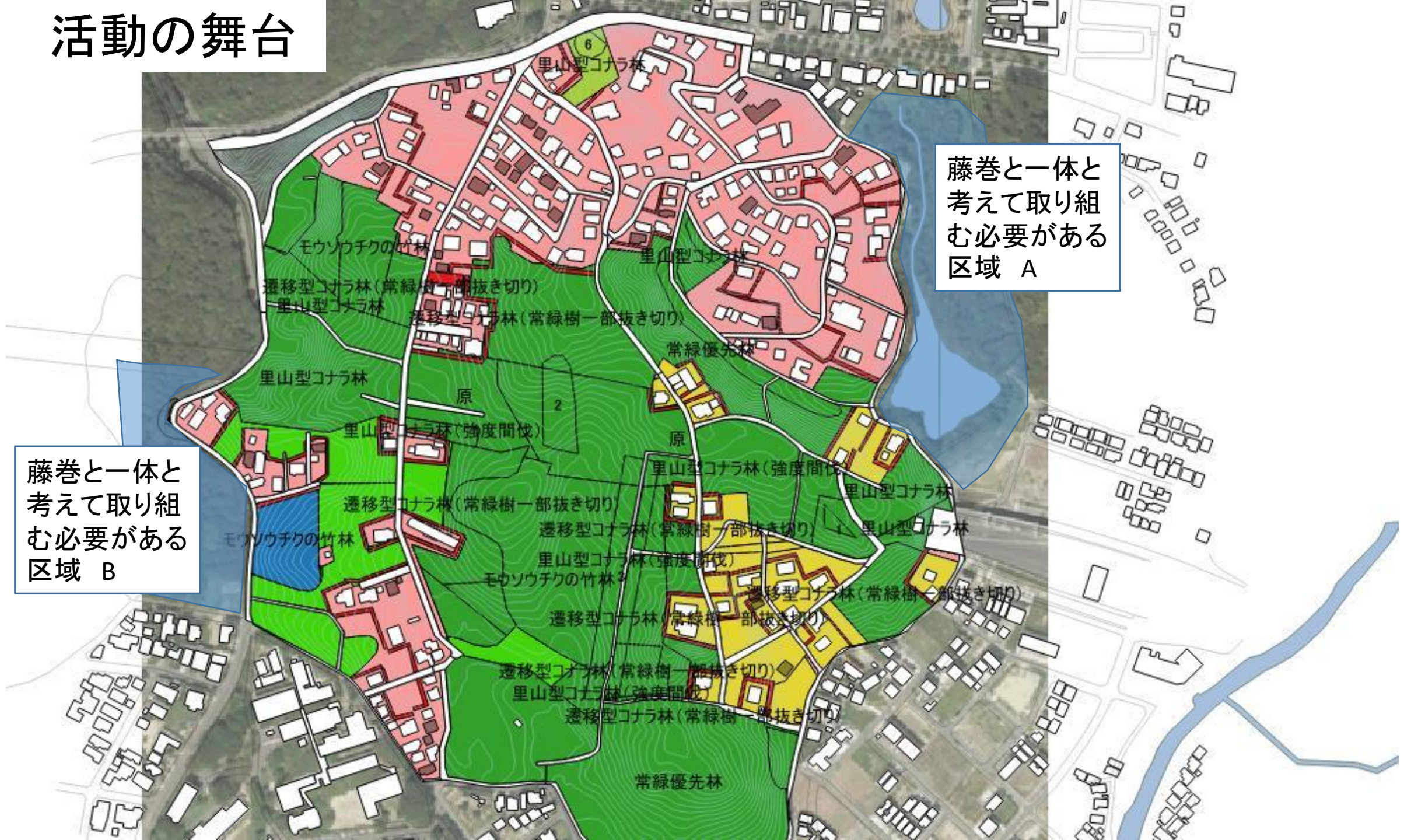
高取先生、長谷川先生による  
藤巻町ゾーン・エリア分類（案）を含む

2017年3月2日

藤巻町自治会まちづくり検討チーム

名古屋大学大学院環境学研究科助教 高取千佳  
名古屋市環境局なごや生物多様性センター 長谷川 泰洋

# 活動の舞台



藤巻と一体と  
考えて取り組  
む必要がある  
区域 A

藤巻と一体と  
考えて取り組  
む必要がある  
区域 B

6  
里山型コナラ林

モウソウチクの竹林

遷移型コナラ林(常緑樹一部抜き切り)

里山型コナラ林

遷移型コナラ林(常緑樹一部抜き切り)

里山型コナラ林

常緑優先林

里山型コナラ林

原

2

里山型コナラ林(強度間伐)

原

里山型コナラ林(強度間伐)

里山型コナラ林

遷移型コナラ林(常緑樹一部抜き切り)

モウソウチクの竹林

遷移型コナラ林(常緑樹一部抜き切り)

里山型コナラ林

里山型コナラ林(強度間伐)

モウソウチクの竹林

遷移型コナラ林(常緑樹一部抜き切り)

遷移型コナラ林(常緑樹一部抜き切り)

遷移型コナラ林(常緑樹一部抜き切り)

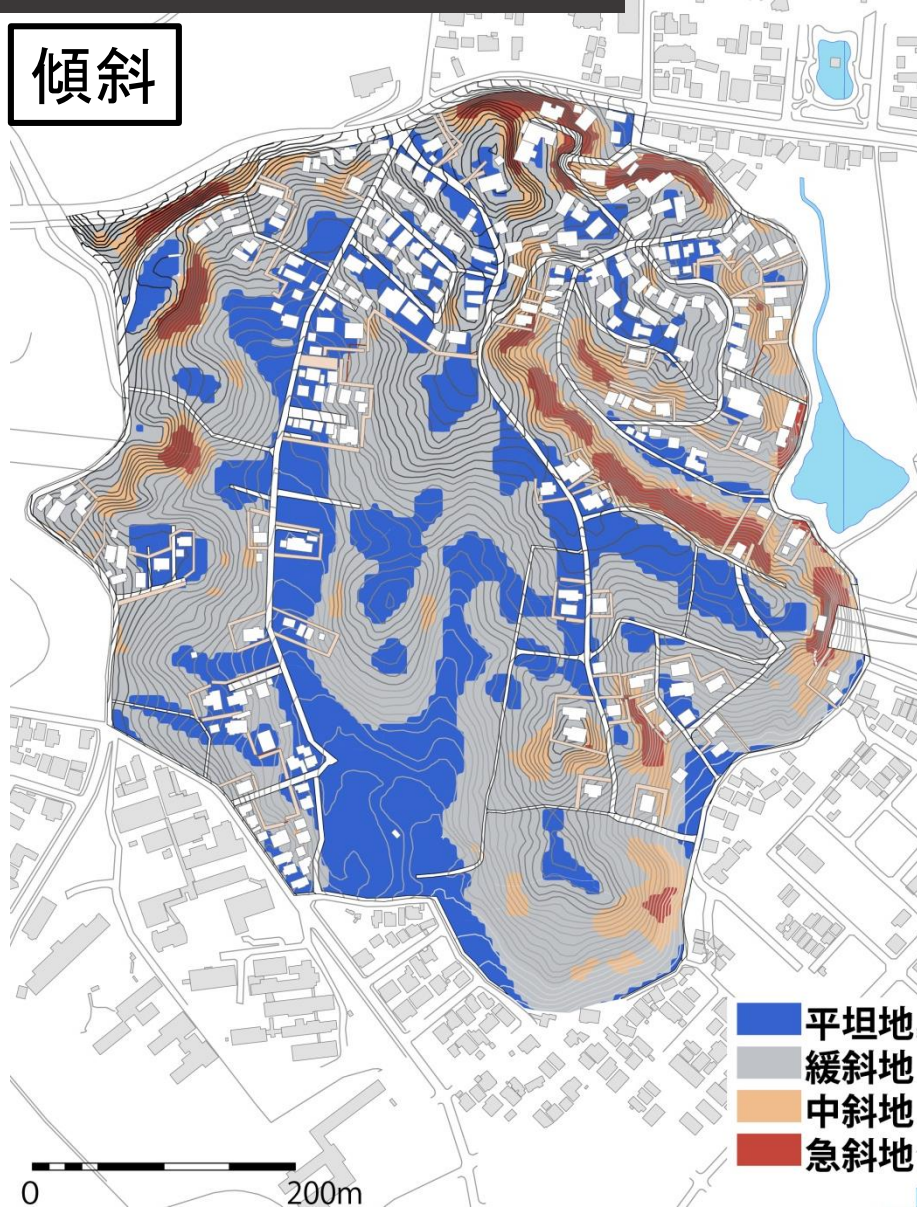
里山型コナラ林(強度間伐)

遷移型コナラ林(常緑樹一部抜き切り)

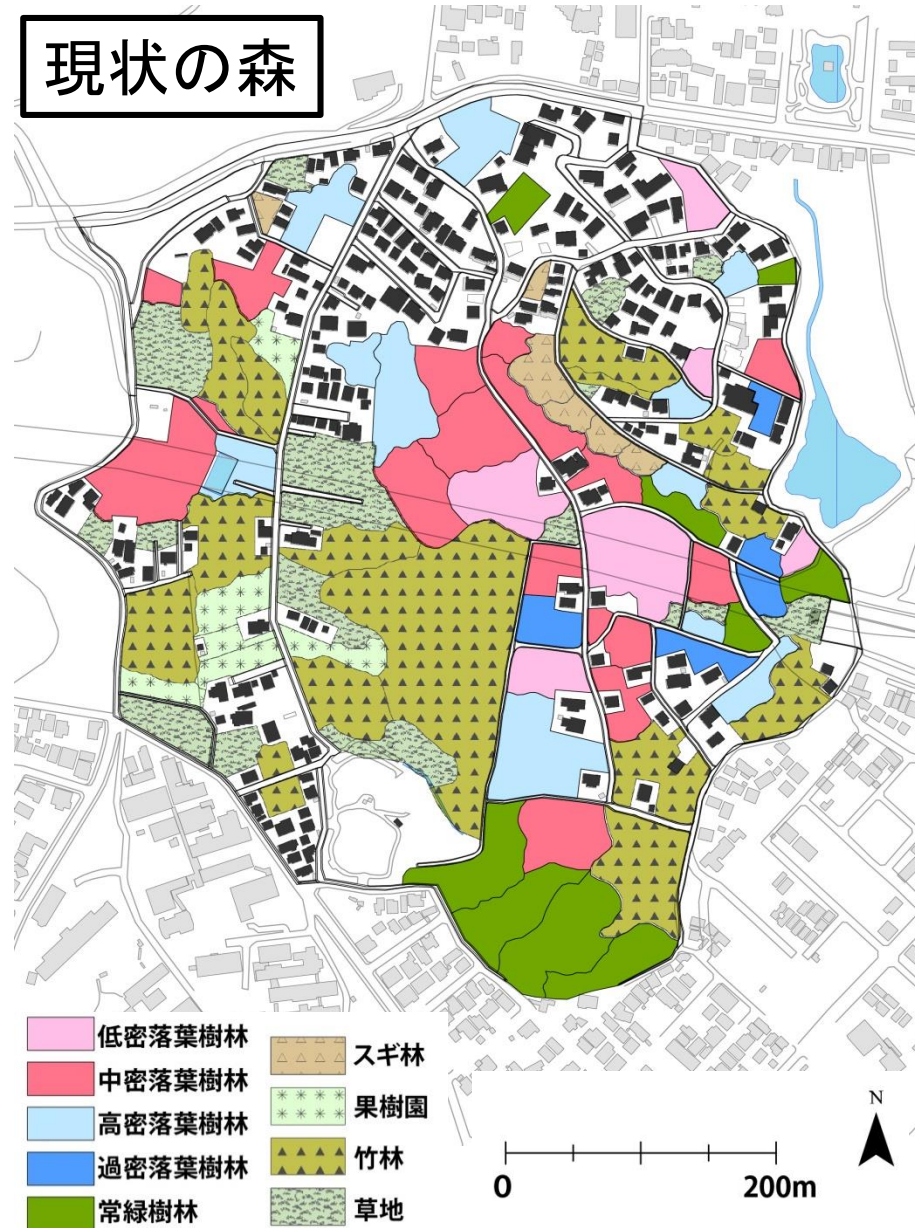
常緑優先林



### 傾斜



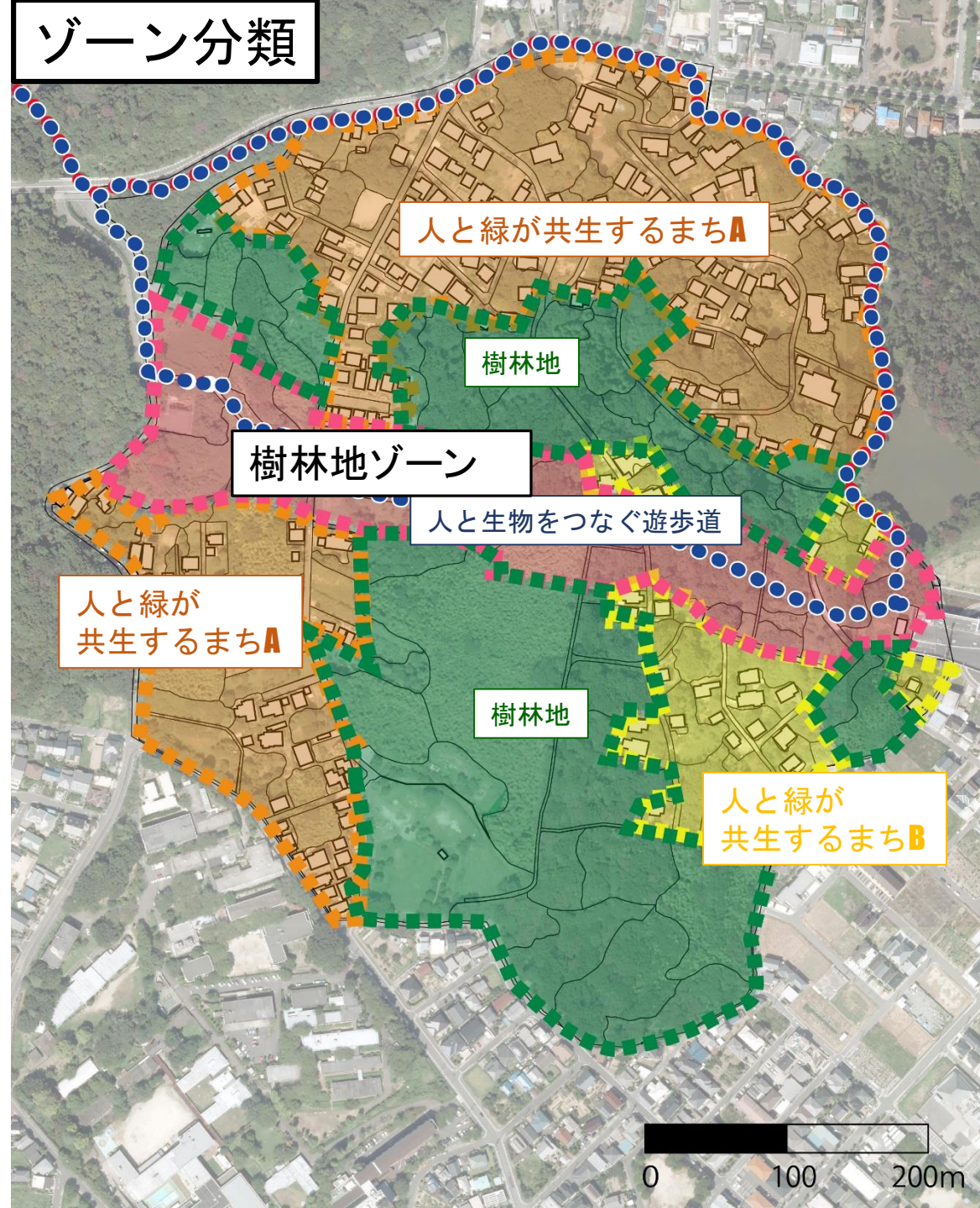
### 現状の森



中斜地・急斜地の樹林地⇒北東部に多く分布  
：基本的に樹林地を保全・土壌流出を起こさないよう表土を管理する。



# ゾーン分類



## ■ 樹林地ゾーン

：広域的な緑の連続を保つゾーンとなるように、西方の東山公園の緑地と東方の緑地（藤巻町や新池を含む山香町）を繋ぐ機能を担う樹林地として保存するゾーン

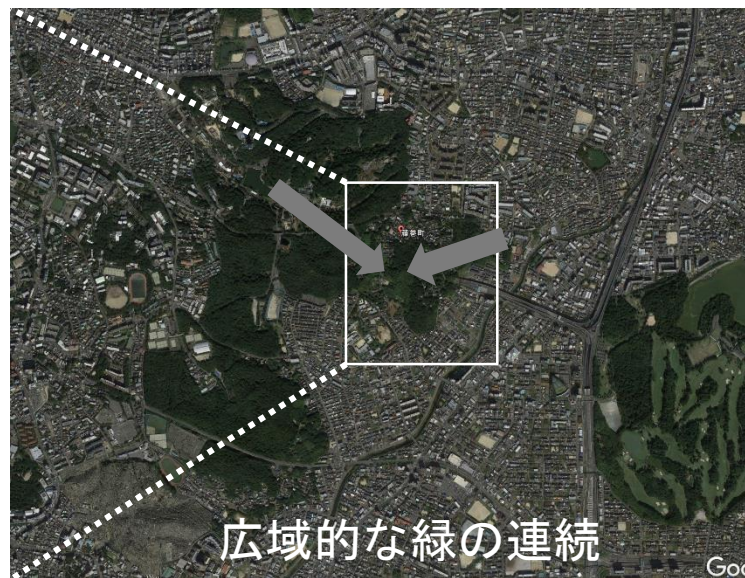
：人と生物をつなぐ遊歩道

## ■ 人と緑が共生するまちAゾーン

：都市計画の見直し等をふまえ、長く里山的環境として緑地（森・農地）と住宅が調和して共存するゾーン

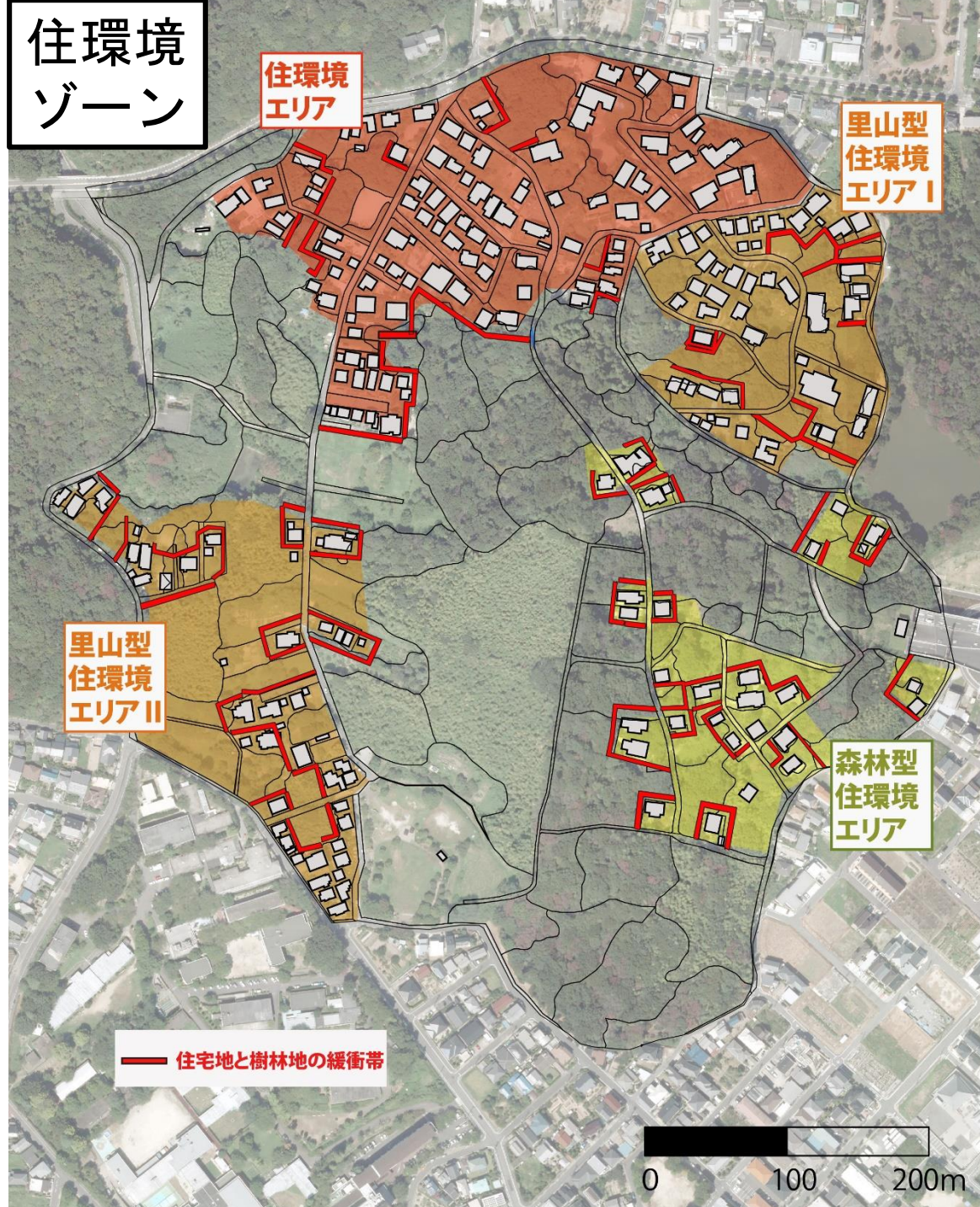
## ■ 人と緑が共生するまちBゾーン

：早期に公園事業着手を期待するゾーンであるが、都市計画の見直し等を踏まえ将来的には土地収用法の手続き保留制度を適用し住宅と樹林地公園が共存するゾーン





# 住環境 ゾーン

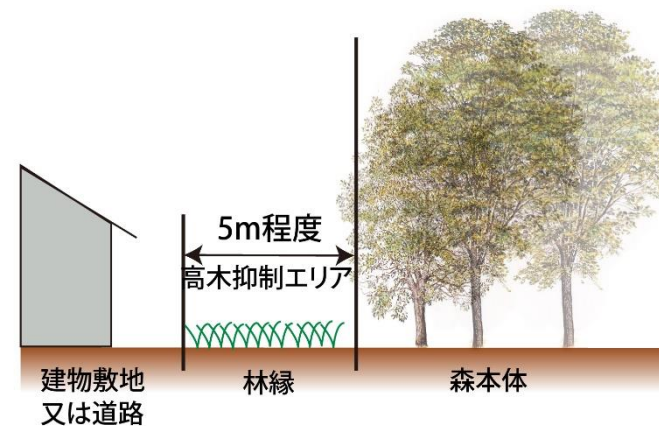


- ・ 人と緑が共生するまちAゾーン
- 住環境エリア  
: 道路・下水道インフラが整っており、宅地が密集する中に樹林地が点在するエリア
- 里山型住環境エリア I  
: 新池周辺の落葉樹林と住宅地が共生し、インフラの課題を解決するエリア
- 里山型住環境エリア II  
: 南西部の果樹園等の畑地や竹林が分布。市民農園等の利用も推進するエリア

- ・ 人と緑が共生するまちBゾーン
- 森林型住環境エリア  
: 落葉樹林の中に住宅地が点在し、道路・下水道インフラの課題を解決するエリア

## 住宅地と樹林地の境界の考え方

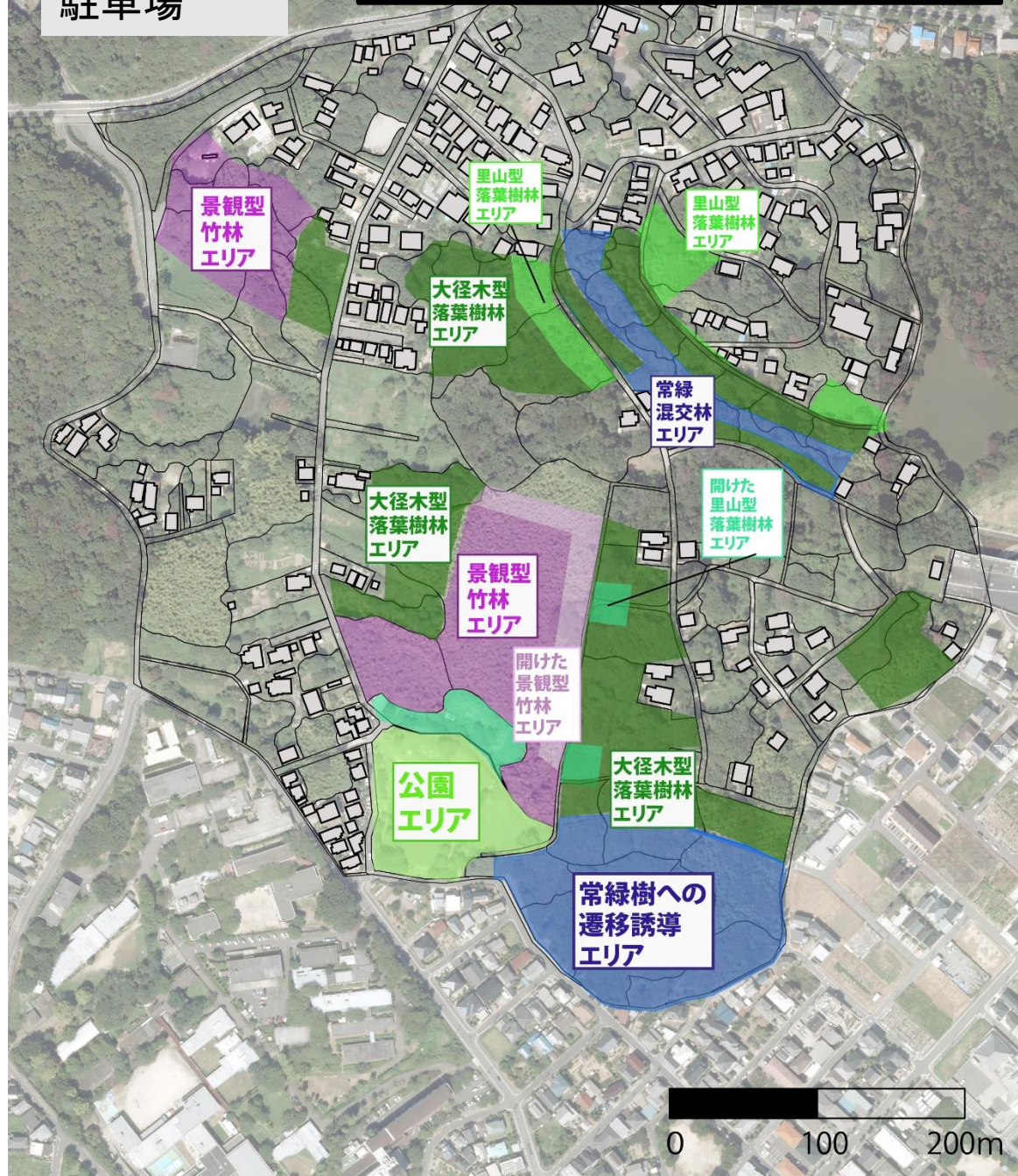
建物敷地あるいは道路の林縁部に高木抑制エリアをもうけて倒木の被害を防ぐ（個別事情に沿って管理する）





東山植物園  
駐車場

# 樹林地ゾーン 樹林地



## ・樹林地ゾーン 樹林地

### ー開けた里山型落葉樹林エリア

：高木・亜高木・低木の強度間伐、  
下刈りを行い、多様な樹木のある  
広場を維持するエリア

### ー里山型落葉樹林エリア

：高木・亜高木・低木の間伐、下刈り  
を行い里山の景観を維持するエリア

### ー大径木型落葉樹林エリア

：落葉樹の大径木の育成及び  
階層構造の発達を促すエリア

### ー常緑樹への遷移誘導エリア

：竹林の拡大防止、外来種の繁茂抑制  
以外は、常緑樹林への遷移を  
見守るエリア

### ー景観型竹林エリア

：景観として良好な竹林を維持する  
エリア

### ー開けた景観型竹林エリア

：道路沿いに心地よい散策が可能な  
竹林を維持するエリア

### ー公園エリア

：荒池ひろばとして既に整備されて  
いるエリア

### ー散策コース（遊歩道で解説済み）

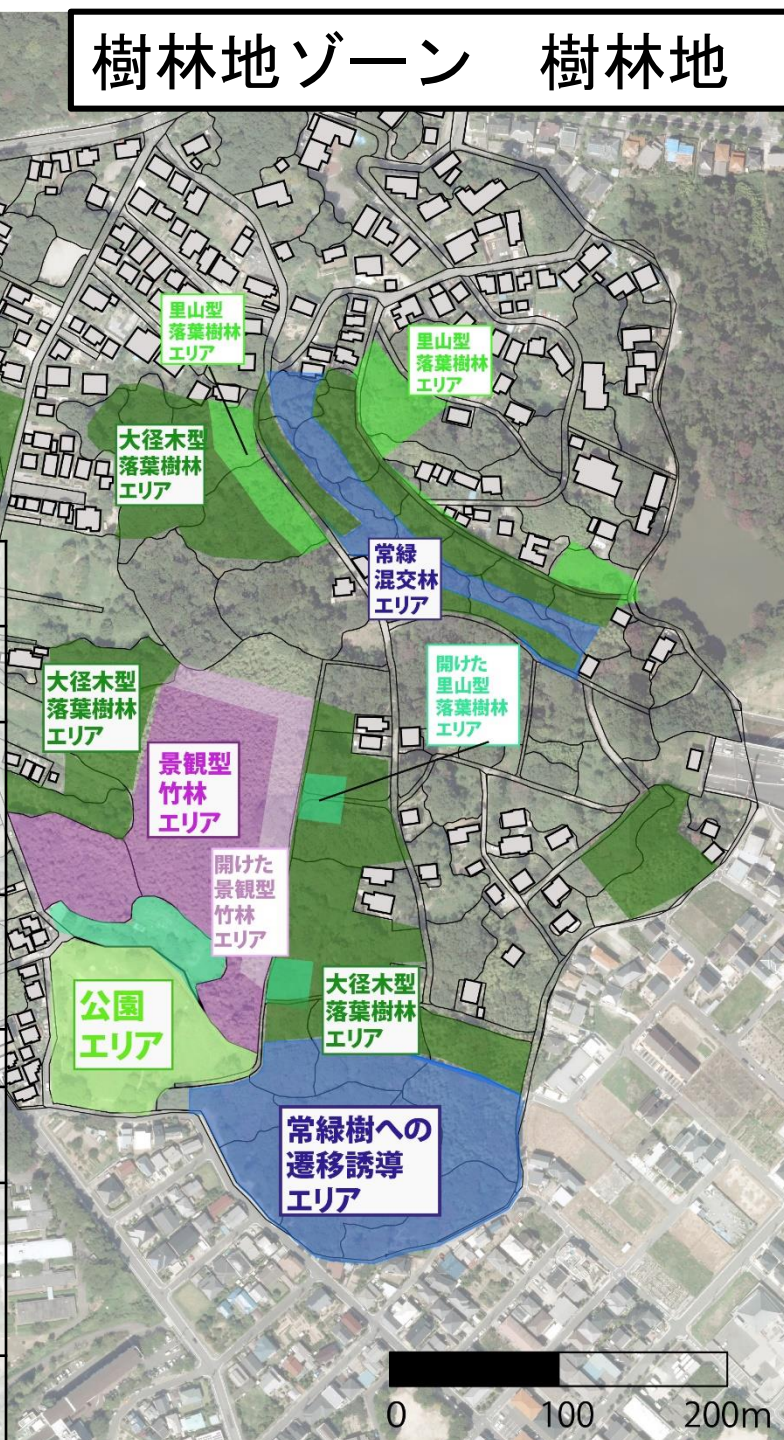
荒池ひろばー樹林ー住宅をつなぐ  
散策路



東山植物園  
駐車場

# 樹林地ゾーン 樹林地

エリア名称	なごやの森づくりガイドライン
里山型落葉樹林	「里山型コナラ林」、「尾根かん木林」
開けた里山型落葉樹林 ⇒住宅地にあり住民が管理を行う藤巻ならではのエリア	「里山型コナラ林」の低木層・草本層を 広場的利用も可能なように管理する
大径木型落葉樹林 ⇒住宅地に近い藤巻ならではのエリア	「遷移型コナラ林」の常緑樹を ある程度間伐する
常緑樹への遷移誘導	「常緑優占林」
景観型竹林	「モウソウチクの竹林」、「マダケの竹林」
開けた景観型竹林 ⇒住宅地にあり住民が管理を行う藤巻ならではのエリア	「モウソウチクの竹林」よりもさらに密度を 低くして、場合により広場的利用も可能な管理を行う
生物多様性ポイント	特定種保全エリア「マツ再生林」



- ・ **樹林地ゾーン 樹林地**
- **開けた里山型落葉樹林エリア**  
：高木・亜高木・低木の強度間伐、下刈りを行い、多様な樹木のある広場を維持するエリア
- **里山型落葉樹林エリア**  
：高木・亜高木・低木の間伐、下刈りを行い里山の景観を維持するエリア
- **大径木型落葉樹林エリア**  
：落葉樹の大径木の育成及び階層構造の発達を促すエリア
- **常緑樹への遷移誘導エリア**  
：竹林の拡大防止、外来種の繁茂抑制以外は、常緑樹林への遷移を見守るエリア
- **景観型竹林エリア**  
：景観として良好な竹林を維持するエリア
- **開けた景観型竹林エリア**  
：道路沿いに心地よい散策が可能な竹林を維持するエリア
- **公園エリア**  
：荒池ひろばとして既に整備されているエリア
- **散策コース（遊歩道で解説済み）**  
荒池ひろば—樹林—住宅をつなぐ散策路

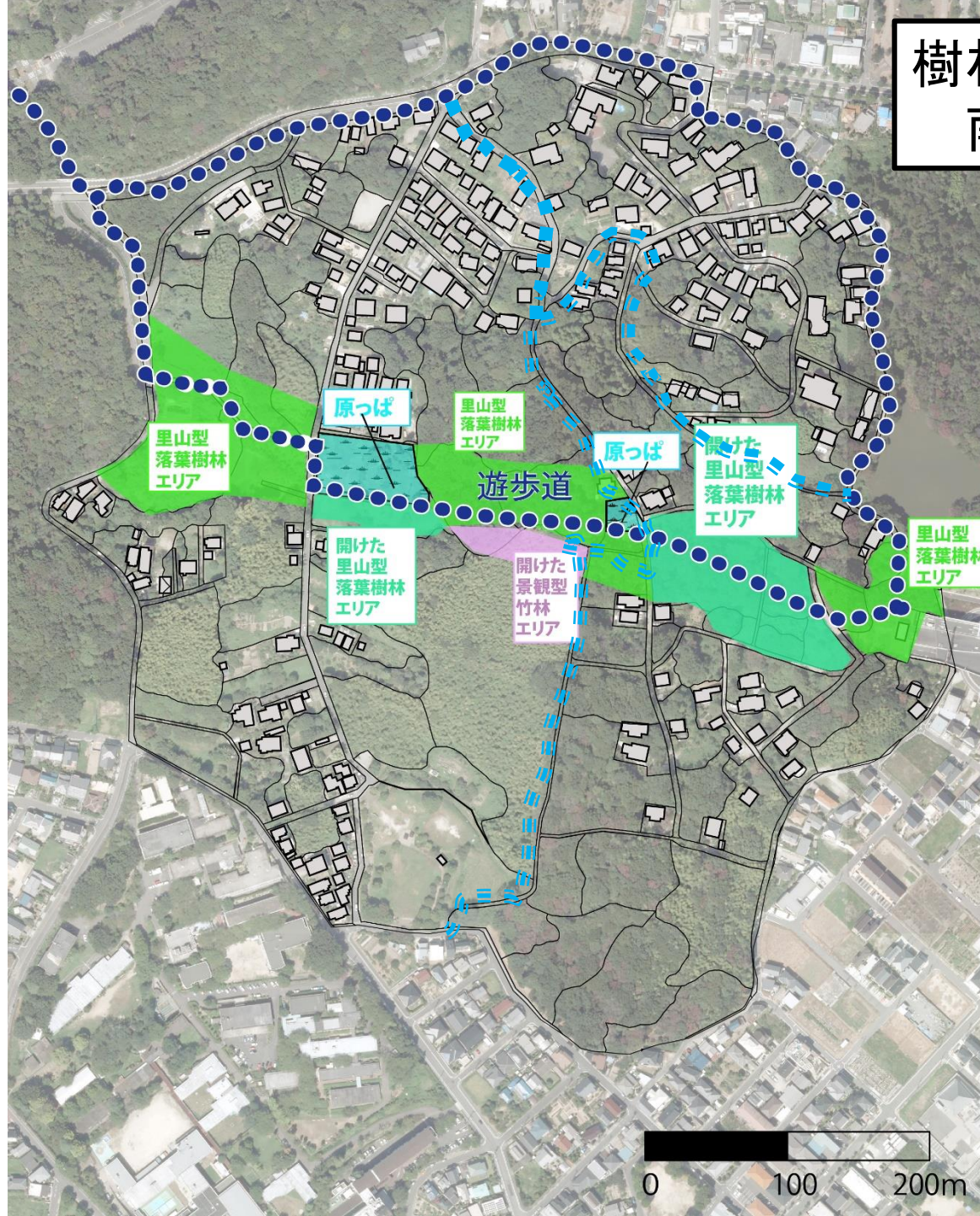


# エリアとなごやの森づくりガイドラインとの対応関係

エリア名称	なごやの森づくりガイドライン
里山型落葉樹林	「里山型コナラ林」、「尾根かん木林」
開けた里山型落葉樹林 ⇒住宅地にあり住民が管理を行う藤巻 ならではのエリア	「里山型コナラ林」の低木層・草本層を 広場的利用も可能なように管理する
大径木型落葉樹林 ⇒住宅地に近い藤巻ならではのエリア	「遷移型コナラ林」の常緑樹をある程度 間伐する
常緑樹への遷移誘導	「常緑優占林」
景観型竹林	「モウソウチクの竹林」「マダケの竹 林」
開けた景観型竹林 ⇒住宅地にあり住民が管理を行う藤巻 ならではのエリア	「モウソウチクの竹林」よりもさらに密 度を 低くして、場合により広場的利用も可能 な管理を行う
生物多様性ポイント	特定種保全エリア「マツ再生林」



# 樹林地ゾーン 遊歩道 南北散策通路も含む



## ・人と生物をつなぐ遊歩道

：新池～東山公園と結ぶ周遊ルートを設定し、人と生物をつなぐ遊歩道を整備する。

- ・開けた里山型落葉樹林エリア
  - ・里山型落葉樹林エリア
  - ・開けた里山型落葉樹林エリア
  - ・開けた景観型竹林
  - ・原っぱ
- を遊歩道がつなぐ。

：荒池ひろば—樹林—住宅と里山を形成する要素をつなぐ散策路

- ・樹林地帯と住宅とを自然につなぐ散策ルート
- ・同時に日照の良い林縁部を形成し生物多様性の復活を図る



# 遊歩道ゾーンと周辺 詳細は後述



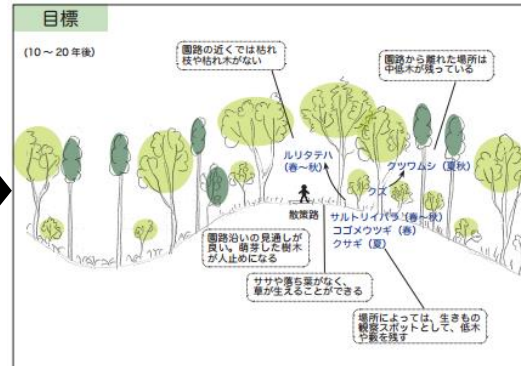
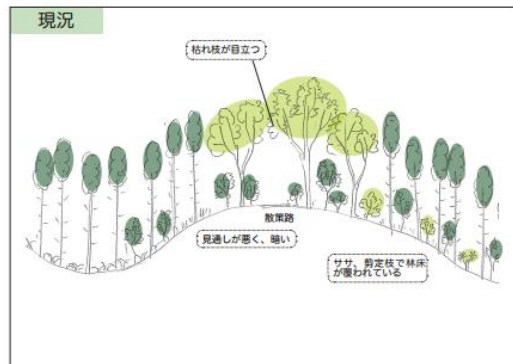


# 遊歩道エリアの管理

- ・利用者の往来が多い遊歩道沿いは、安全で見通しの良い、明るい景観を目指す。
- ・林縁部は林内を乾燥から守るとともに、人の立入抑制や、生き物の観察スポットとなるため、ゾーン・エリアの方針に応じた管理を行う。



イメージ



※「新治市民の森保全管理計画」参照

## 作業内容とスケジュール

### 園路沿い

- ・見通しと林床の草本を保つため、1～数メートルの幅で下層植生を整理します。
- ・樹林内への人の立入を制限するため、園路沿いから樹林地内の境界部分に低木を残したり、剪定した枝を使って低い柵を設けたり、カシ類を萌芽させて藪をつくってもよいでしょう（視界を遮らないように注意しましょう）。

### 林縁

- ・林縁植生は、A、Bゾーンは必要に応じて、Cゾーンでは個別の植生目標をふまえて積極的に残しましょう。
- ・過密となったクズ、フジなどのツルや大型草本、低木を整理し、林縁に適した低木を残します。
- ・ウマノスズクサやヤマノイモなどのツル性草本は積極的に残しましょう。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎年行う作業	下刈り												
	重要度 ★★★												
	頻度 毎年（園路沿い、林縁）												
落ち葉かき	内容												
	重要度 ★★★												
	頻度 毎年（園路沿い） 2～3年（林縁）												
低木の整理	内容												
	重要度 ★★☆☆												
	頻度 3～5年間隔（園路沿い） 2～3年間隔（林縁）												
不良枝剪定、不良木伐採	内容												
	重要度 ★★☆☆												
	頻度 10年間隔（園路沿いのみ）												

■ 作業適期 ■ 必要に応じて実施する期間 × 作業回避

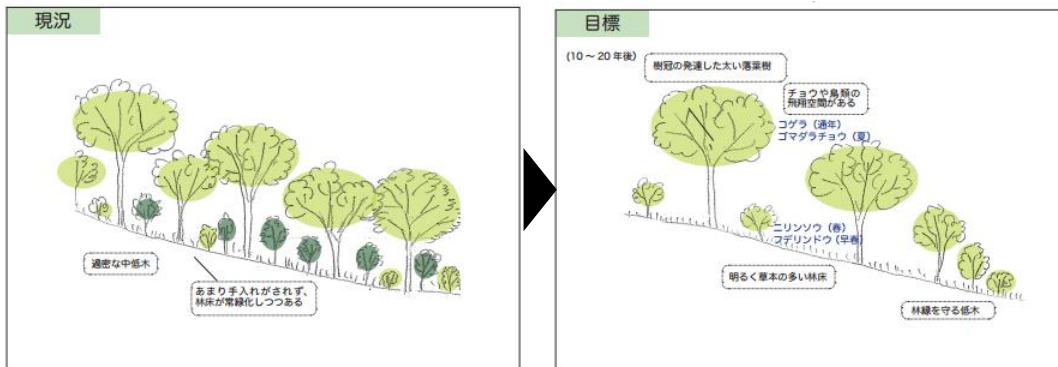


# 里山型落葉樹林エリアの管理

- ・今ある落葉樹を活かしながら、散策や観察、自然体験などの利用に適した、安全で明るい大木の疎林とする。
- ・中低木や高木の密度を低くし、見通しを確保する。
- ・林床に様々な草花が見られる環境を目指す。



イメージ



※「新治市民の森保全管理計画」参照

## 作業内容とスケジュール

- ・樹形の良い大径木などをシンボルとして、見通しをよくするために、低木から高木まで間伐し、林床に十分な光が届くようにします。
- ・安全確保のため、不良木は原則として伐採・剪定しましょう。
- ・刈屑や間伐材は原則として搬出し、林内に残さないようにしましょう。一部を観察スポットに残す場合は、ハチが巣をつくる場合があるので置き場に注意しましょう。

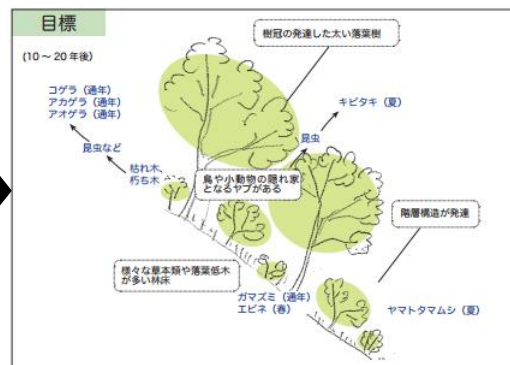
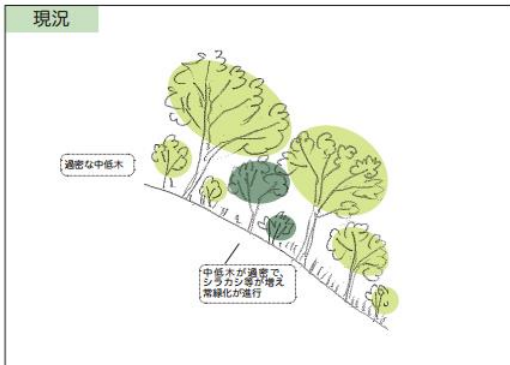
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎年行う作業	<b>下刈り</b>			×	×								
	重要度 ★★★												
	頻度 毎年～隔年 (夏季は草本やササ類の繁茂が激しい場合に実施)												
何年かおきに行う作業	<b>落ち葉かき</b>												
	重要度 ★★★												
	頻度 毎年～隔年 (できれば毎年)												
何年かおきに行う作業	<b>高木の間伐</b>												
	重要度 ★★★												
	頻度 初回～数年間、その後10年間隔												
何年かおきに行う作業	<b>低木の整理</b>												
	重要度 ★★★												
	頻度 初期整備、後は必要に応じて												
何年かおきに行う作業	<b>不良枝・下枝剪定</b>												
	重要度 ★★★												
	頻度 10年間隔												
何年かおきに行う作業	<b>つる切り、不良木伐採</b>												
	重要度 ★★★												
	頻度 10年間隔												

■ 作業適期 ■ 必要に応じて実施する期間 × 作業回避



# 大径木型落葉樹林の管理

- ・今ある落葉樹を活かし、生物多様性に配慮した大径木林とし、
- ・鳥類・昆虫の利用のため、階層構造の発達した森林を目指す。
- ・斜面地では、土壌流出を抑制する林床環境として維持する。
- ・様々なタイプの樹林を配置（希少草本のある森林など）する。



## 作業内容とスケジュール

- ・初年度に込み入った高木や低木を間伐により整理した後は、緩やかな植生管理にとどめます。
- ・枯木や不良枝は、安全上問題がなければ、生きものの生息空間として残しましょう。
- ・また、林全体を均一に手入れするのではなく、林冠に隙間をつくったり、低木の多い場所を設けたり、草本の刈り高に変化をつけるなど、多様な環境を配置しましょう。
- ・管理により発生した間伐材、刈屑、落ち葉は、置き場に配慮しつつ、生物の生息環境として活かしましょう。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
何年かおきに行う作業	<b>低木の整理</b>		x	x	x								x
	重要度 ★★☆☆												
	頻度 3~5年間隔 (必要に応じ)												
内容		同一種の常緑低木が密生している場合は、適宜間伐する。 落葉樹は原則として残す。間伐材は一個所にまとめるか搬出する。											
必要に応じておこなう作業	<b>つる切り、不良木伐採</b>		x	x	x								x
	重要度 ★☆☆☆												
	頻度 10年間隔												
内容		高木にからみついたクズやフジは根元から切る。→間伐によって林床が明るくなると、つる植物も活発となり、樹木の生育を妨げるようになる。 幹が折れた木や枯れた木は、園路沿いや急斜面など安全上問題がある場合のみ伐採する。→枯れ木などは、安全上問題がない場合は、生きものの生息空間として残す。											
必要に応じておこなう作業	<b>下刈り</b>		x	x	x								x
	重要度 ★☆☆☆												
	頻度 2~4年間隔 (夏は必要に応じ)												
内容		刈り高0~20cm前後と、区画毎に変化をつけて草本やササ類を刈り取る。木本は引き抜くか根元から刈る。刈屑は搬出する。→刈り高に変化をつけることで、さまざまなタイプの林床植生を創出できる。 →いくつかの区画に分けて、何年かおきにローテーションで下刈りをおこなう。											
必要に応じておこなう作業	<b>落ち葉かき</b>		x	x	x								x
	重要度 ★☆☆☆												
	頻度 2~4年間隔												
内容		林床に堆積した落ち葉や枯れ枝を熊手などでかき集め、一個所にまとめるか搬出する。→落ち葉は昆虫類の生息環境となるため、ゆるやかな管理にする。											
必要に応じておこなう作業	<b>不良枝・下枝剪定</b>		x	x	x								x
	重要度 ★☆☆☆												
	頻度 10年間隔												
内容		枯れたり、葉つきが悪い大きな枝は、安全上問題がある場合は落とす。→安全上問題がない場合は、生きものの生息空間として残す。											
必要に応じておこなう作業	<b>高木の間伐</b>		x	x	x								x
	重要度 ★☆☆☆												
	頻度 10年間隔												
内容		急な環境変化を避けるため最初の数年間をかけて段階的に実施する。密度は100mあたり12~15本程度にする。→高木の密度を低くして、1本1本を樹高に見合った太さに生長させる。											

オオカバの管理木から半径200mの範囲は、1~7月の大規模な作業や立入は控える

■ 作業適期    ■ 必要に応じて実施する期間    x 作業回避

※「新治市民の森保全管理計画」参照

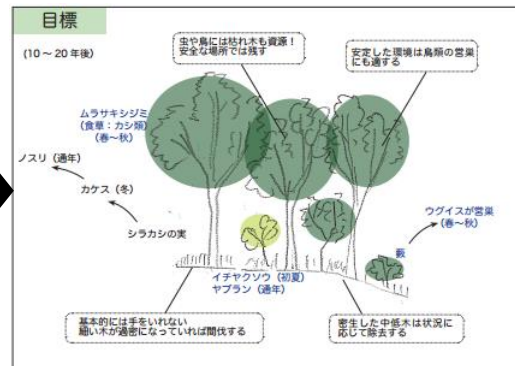


# 常緑樹への遷移誘導エリアの管理

- ・既存の常緑樹を活かし、常緑優占林へと誘導する。
- ・安全対策や土壌流出防止以外は、なるべく手を加えず自然の遷移を見守る。

## 作業内容とスケジュール

- ・基本的に定期的な管理は必要ありません。
- ・過度な管理はせず、萌芽枝や高木が密生するようなら必要に応じて間伐などの手入れを行いましょう。
- ・斜面地では、土壌流出を防ぐために草本層の発達が必要なので、林床をやや明るい状態で維持します。
- ・落葉樹林よりも林床植物がまばらなため、林内への人の立入が多くなり踏みつけなどの影響を受けやすいので、立入防止対策などが必要になる場合があります。



		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
必要に応じておこなう作業	下刈り	x	x	x									x	
	重要度 ★☆☆	3～5月は鳥類の繁殖期のため不要な立入は避ける。												
	頻度 必要に応じて													
	内容 丈の高いササ類が密生している場合には、下刈りをおこなう。刈藪は一箇所にまとめるか搬出する。	→斜面地では土壌流出を防ぐため、刈り高を確保して林床の草本類を残す。												
	低木の整理	x	x	x										x
	重要度 ★☆☆													
	頻度 必要に応じて													
	内容 同一種の常緑低木が密生している場合は、林床に光が入るように適宜間伐する。間伐材は一箇所にまとめるか搬出する。	→斜面地では土壌流出を防ぐため、林床を明るい状態に保ち、草本類の生育をうながす。 →高木にならずに密生するシュロ、ヒサカキ、アオキ、ヤツデ、カクレミノなどは、草本の生育の助けになるので優先的に刈払う。												
	不良枝剪定	x	x	x										x
	重要度 ★☆☆	枝切は夏、幹を切るのは早春												
	頻度 10年間隔													
	内容 枯れたり、葉つきの悪い大きな枝は、安全上問題がある場合は落とす。	→安全上問題がない場合は、生きものの生息空間として残す。												
不良木伐採	x	x	x										x	
重要度 ★☆☆														
頻度 10年間隔														
内容 幹が折れた木や枯れた木は、道路沿いや急斜面など安全上問題がある場合のみ伐採する。	→枯れ木などは、安全上問題がない場合は、生きものの生息空間として残す。													
高木の間伐、枝下ろし	x	x	x										x	
重要度 ★☆☆														
頻度 10年間隔														
内容 高木が混み合っている場合や、林床が暗くて草本がまばらな場合、特に傾斜地では高木の間伐や枝下ろしをおこなう。	→林床に光を入れて、草本の密度を増やして土壌流出を防ぐ。また、樹洞を利用する鳥類の飛行空間を確保するねらいがある。													

■ 作業過期    ■ 必要に応じて実施する期間    x 作業回避

※「新治市民の森保全管理計画」参照



# 景観型竹林の管理

- ・竹林の範囲を定め、周辺へ拡大しないようにする。
- ・タケノコ掘りや竹材の活用など、里山文化の体験、学習の場として活用する。
- ・明るく美しい伝統的な竹林景観を維持する。

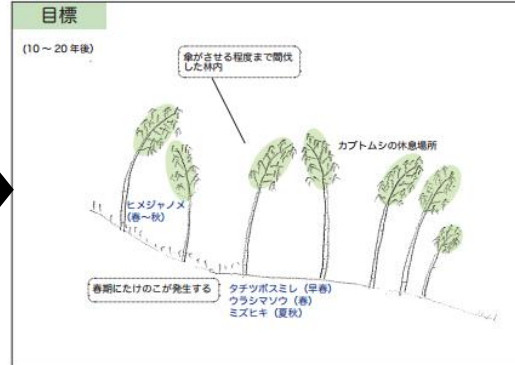
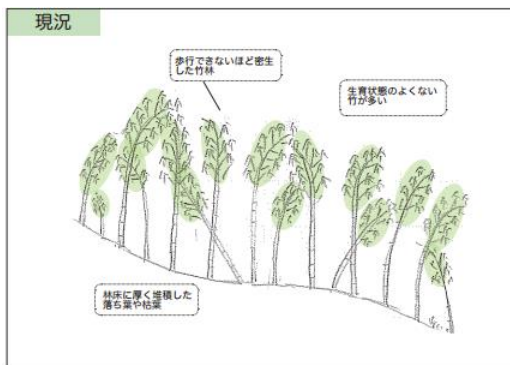
## 作業内容とスケジュール

- ・間伐とタケノコ掘りにより、適正な竹の密度（傘をさして歩ける程度）を維持します。
- ・手入れされていない竹林の場合、初回は傘をさして歩ける程度まで間伐しましょう。
- ・春のタケノコ掘りに労力がかけられない場合は、タケノコの先端を蹴って歩く方法もあります。
- ・周囲に広がった竹の除伐は、最初の数年間は徹底的におこなう必要がありますが、その後は必要に応じて実施しましょう。



イメージ

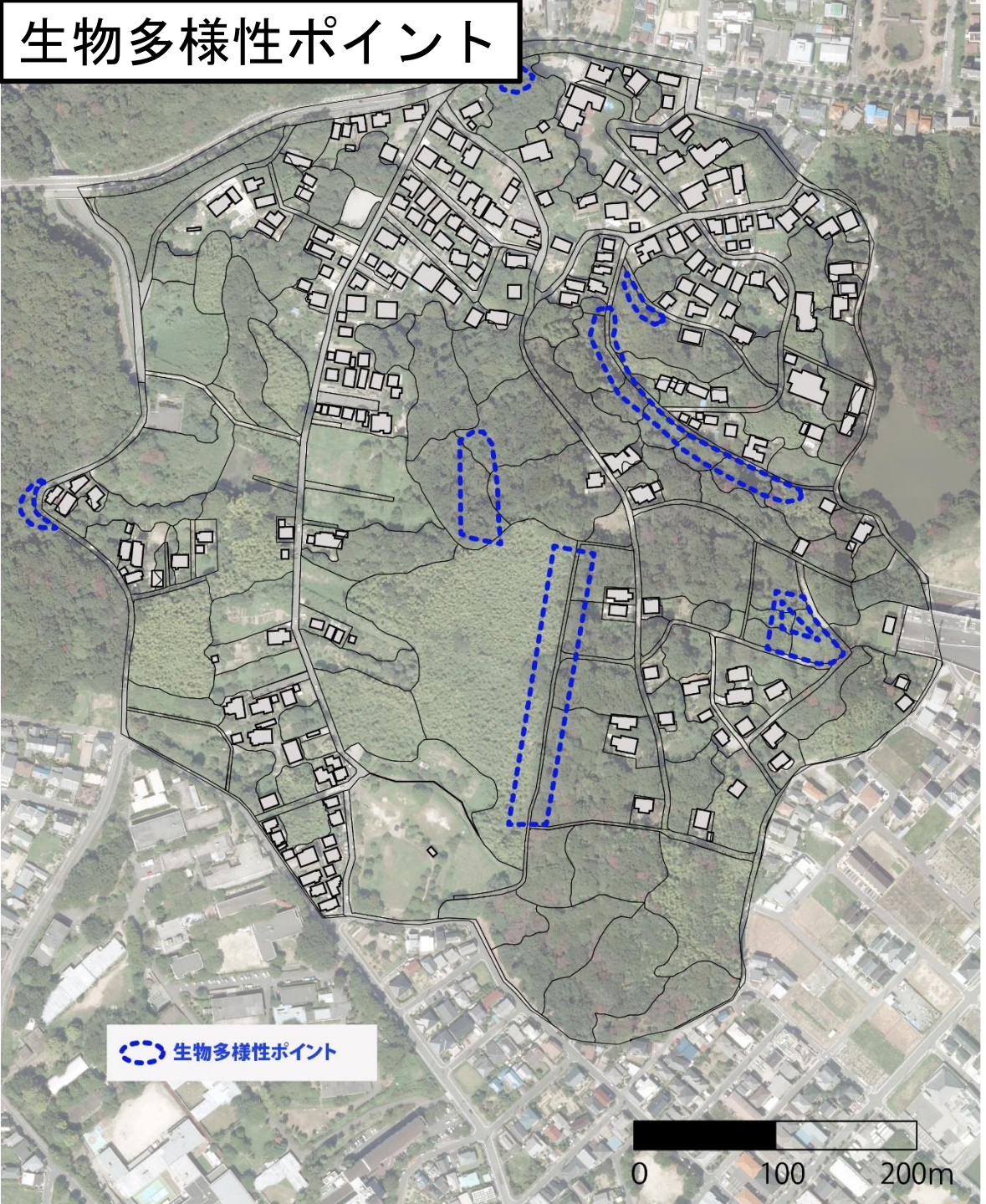
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎年行う作業	<b>筍掘り（竹林内と周辺）</b>												
	重要度 ★★★												
	頻度 毎年												
	内容	春に出てきた筍を掘り取る。周辺のものは全て、竹林内では親竹にするもの以外を彫り上げるか、先端を飛ばして生長をとめる。 →流木密度を低くして一本一本が健全な竹林にする。 →筍掘りができない場合は、筍の先端を蹴って歩く。											
毎年行う作業	<b>間伐（竹林内）</b>												
	重要度 ★★★												
	頻度 毎年												
	内容	間伐優先度の高い竹から、1坪あたり1本程度を残すように間伐する。健全な樹木周辺の竹は全て伐る。また、枯れたり弱った樹木も伐採する。											
何年かおきに行う作業	<b>侵入竹の除伐（周辺）</b>												
	重要度 ★★★												
	頻度 最初の数年間、あとは必要に応じて												
	内容	竹林として管理する範囲以外に発生した竹は全て除伐する。 →竹は地下茎をのぼして分布範囲を広げる性質がある。											
何年かおきに行う作業	<b>落ち葉かき（竹林内）</b>												
	重要度 ★☆☆												
	頻度 隔年、または必要に応じて												
	内容	林床にたまった落ち葉や枯れ枝は熊手などでかき集め、一箇所にまとめるか搬出する。 →落ち葉がたまると林床植物の発芽を妨げる。											
何年かおきに行う作業	<b>低木・草本の整理（竹林内）</b>												
	重要度 ★☆☆												
	頻度 必要に応じて												
	内容	林床に特定の種類の低木が優先している場合や、草本の密度や草丈が高い場合は、下刈りを行う。刈屑は一箇所にまとめるか搬出する。											



※「新治市民の森保全管理計画」参照



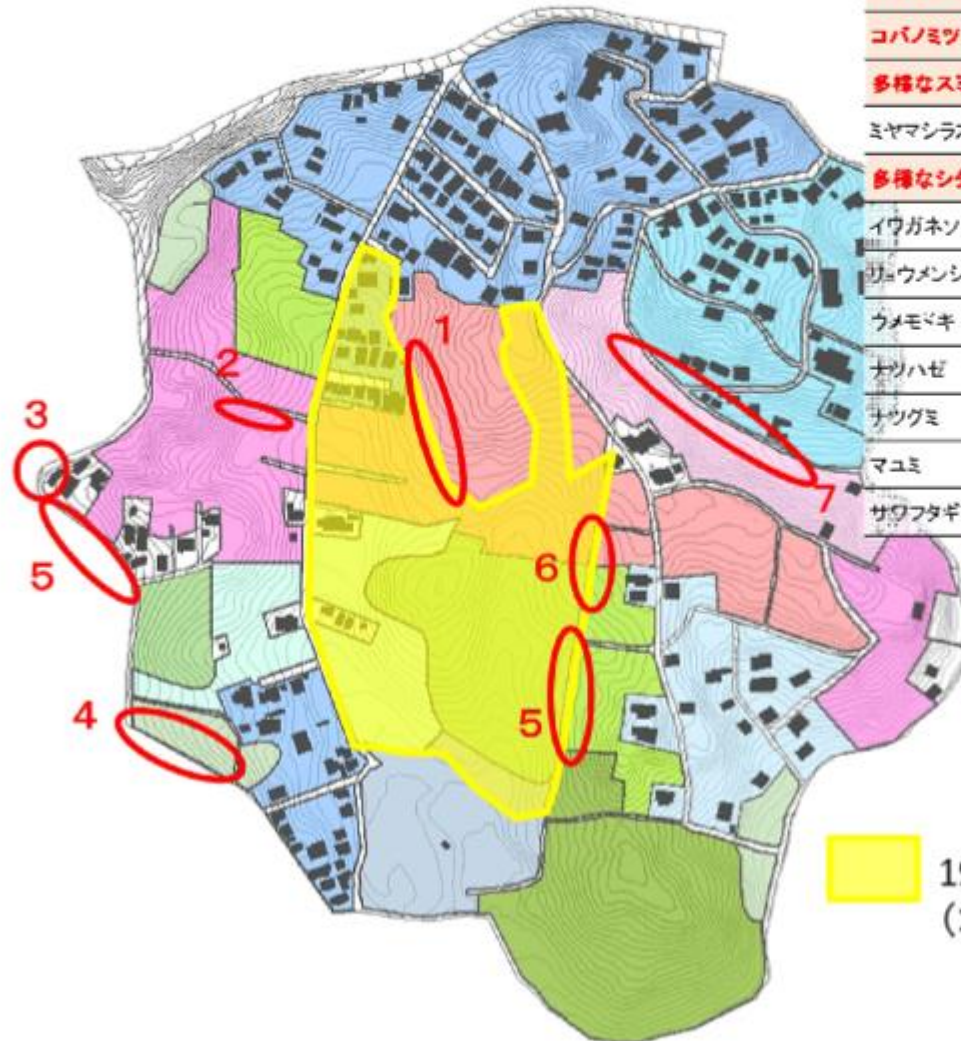
# 生物多様性ポイント



※名古屋市生物多様性センター  
長谷川専門員資料参照



# 現在の希少種、特徴ある種の分布



種名	場所	生育環境	重要性				備考
			県山産	県産	希少種	多様性	
ムサシアブミ	3	湿潤な林内		●	●		5~10回採集
アマドコロ	1	山野の平地(林縁)	●	●	●		5~10回採集
コクラン	6	常緑樹林内(日陰が多い)	●	●	●		1回採集
フユノハナワラビ	5	山野の日向	●	●	●		1回採集
コウヤボウキ	7	丘陵地(やや乾燥地)	●	●		●	10~20回採集
コバノミツバツツジ	1	丘陵地(尾根、やや乾燥地)	●	●			ある程度散在
多様なスマレ	5	林縁性		●		●	
ミヤマシラスゲ	2	丘陵地(湿潤性)			●	●	2群採集
多様なシダ類	5,7	丘陵地				●	
イウガネソウ	7	林内斜面や川沿い				●	数回採集
リュウメンシダ	7	丘陵地(斜面や谷沿い)				●	数回採集
ウメモドキ	5	丘陵地(常緑樹林内一帯地)	●	●			ある程度散在
ナツハゼ	5	丘陵地(尾根や乾いた林内、林縁)	●	●			ある程度散在
ナツグミ	4	丘陵地(尾根や林縁)	●	●		●	2回採集(採集ク)、サイズ大
マユミ	4	林縁や明るい林内	●	●		●	1回採集(採集ク)、サイズ大
サワフタギ	6	丘陵地(原野から谷の常緑樹林内、林縁)	●	●			ある程度散在

1960年代非樹林地  
(ゴルフ場、畑等)

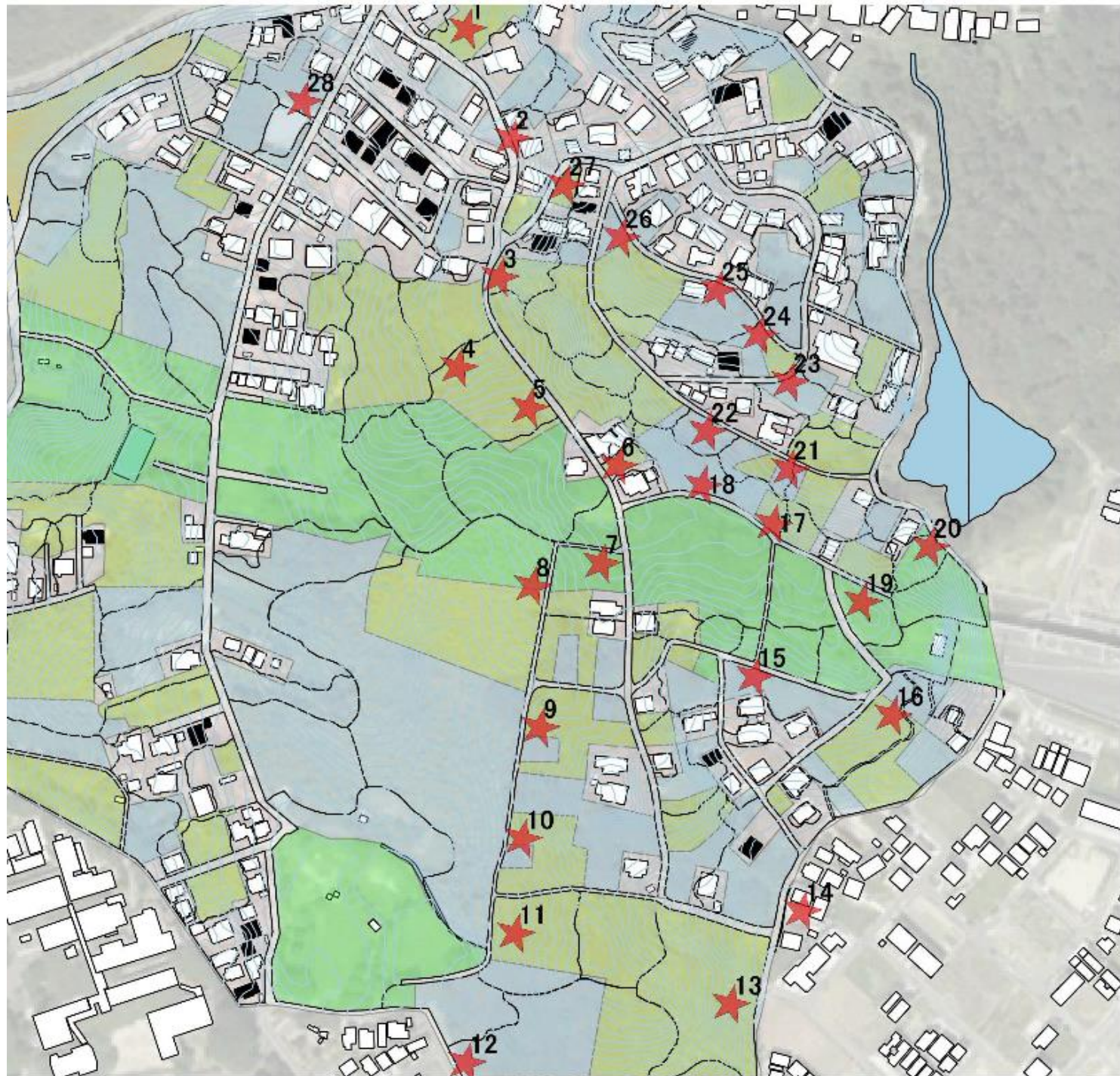






管理にかかる  
費用

数値根拠



ポイント3



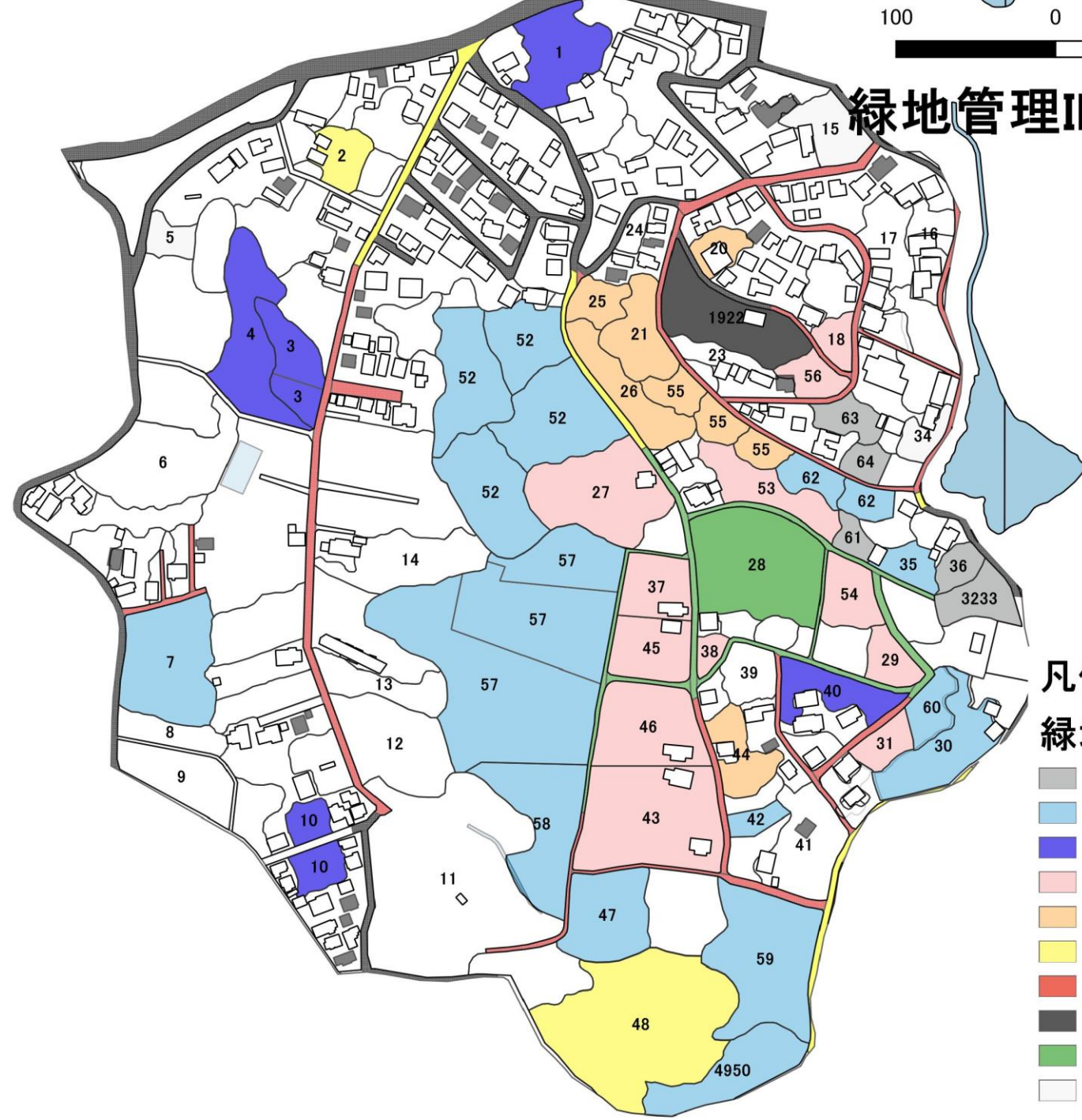
ポイント7



ポイント17 19



# 緑地管理IDと直接単価ランクー2



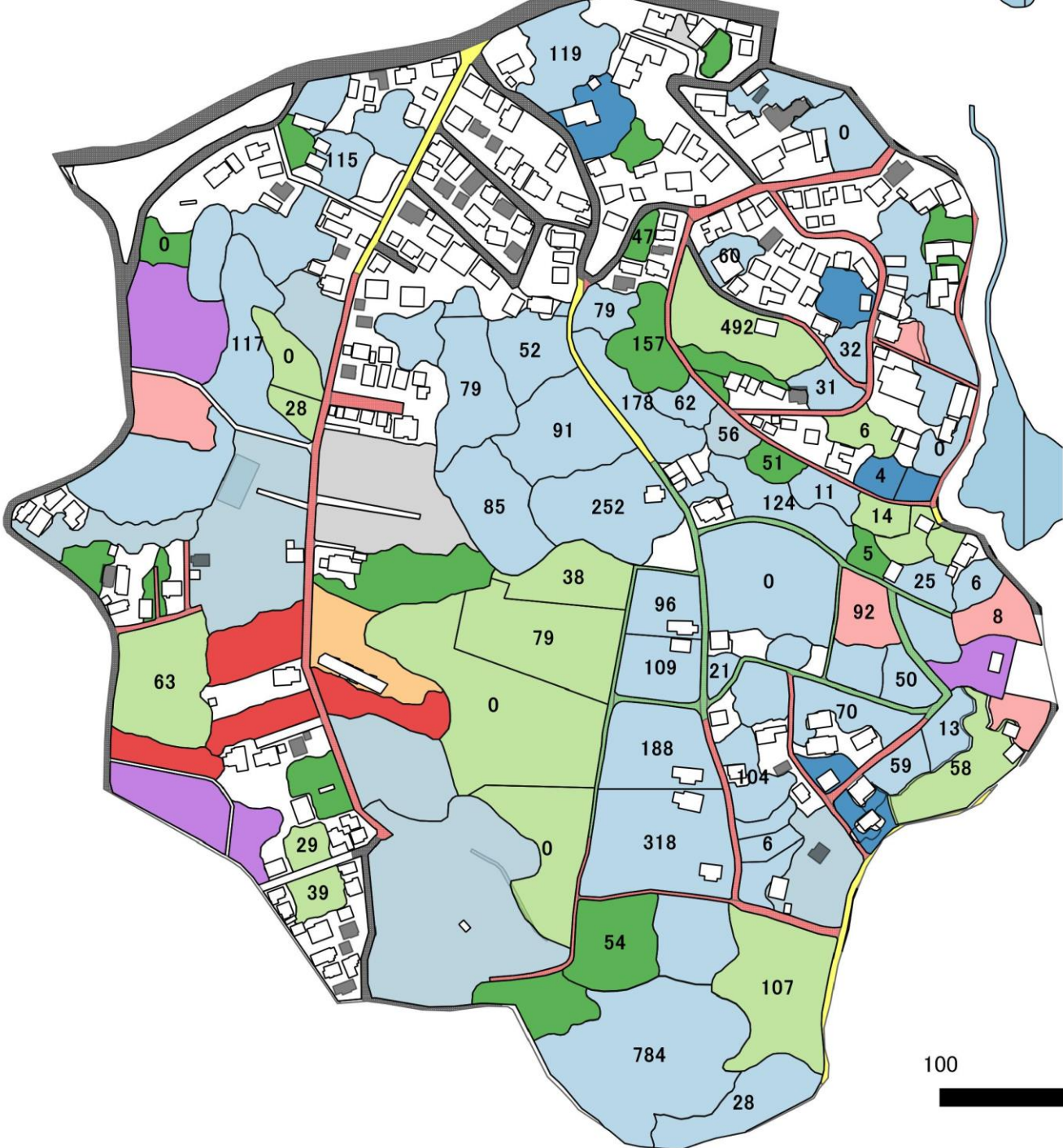
## 凡例

### 緑地管理直接単価ランク

- 雑木刈り～1万円/100㎡
- 1万円超/100㎡～3万円/100㎡
- 3万円超/100㎡～5万円/100㎡
- 5万円超/100㎡～7万円/100㎡
- 7万円超/100㎡～9万円/100㎡
- 9万円超/100㎡～11万円/100㎡
- 11万円超/100㎡～13万円/100㎡
- 15万円超/100㎡
- 施策済み
- 除外



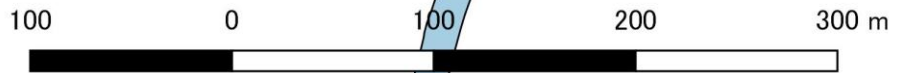
# 緑地管理直接費用 (単位万円) と植生



## 凡例

### 植生

- アベマキ・コナラ主体
- アラカシ等常緑樹(スギも含む)主体
- イチョウ等
- サクラ・ニセアカシア等
- タケ主体
- つる低木マント 群落
- 果樹園等
- 庭木
- 優占種なし





# 緑地管理費用または手間

## i 平成28年研究会数値根拠調査

すべての森が照度20%確保を目指すときの費用

直接工事費 約4千万円 経費等をいれると約8千万円～1億円

住宅周辺境界の管理費用

直接工事費 約400万円 経費等をいれると約8百万円～1千万円

## ii 藤原氏修士論文

森に合わせて藤原氏算定の森のタイプまで整備する費用

必要時間 1年目 4000時間 2年目以降 2700時間と算定

現実問題として、プロでなければできない作業と一般人が行えることとの違いを考慮する必要はあるだろう。

### ・集中的に対応していくべき対象

☆ 住宅境界付近 個々の事情も加味して至急対応

(現在、自治会で個別・日常的問題として対応している事項を組織レベルにしていく 対応基準を定める)

☆ 遊歩道ゾーン 住民に緑地管理の意義とともに成果を実感してもらうためにも様々な  
施策が必要

同時に一般市民に「藤巻の森」のブランドを高め、ボランティア参加、寄付を呼び掛けるためにも必要である。  
一刻も早く新池沿いにまで広げる必要がある。

散策ルート及び周辺 遊歩道ゾーンの整備に準ずる形で進める必要がある。

i ii の費用算定は微妙に違いがあるが、重点事項を絞りながら、計画を進めれば、全くできないことではない。  
そのときの状況に応じて、柔軟に対応していけばよいと考えられる



「いのちの森」東部の藤巻町は、住宅と森が隣接して存在する「都心近くの里山」として住民も訪れる人も楽しんでいます。しかし公園予定地とされてから90年以上も放置されている間に住宅地域が拡大した“まち”という制度上の課題を抱え、その間に、森も遷移が進み荒廃し、道路も崩壊寸前等、住民にとって危険、訪れる市民にとっても不快な森という印象も与えています。藤巻班は、それらの森を少しでも健全な状態に戻すために、中央部の森を散策できる明るい森へと再生させることを目標に活動を進め、ツツジや桜の花も復活し住民に喜ばれています。

今、私達は「藤巻町の全住民をこの森の管理の担い手にすること」こそが、藤巻班の最大の活動であるとの思いを強め、藤巻の森の緑地管理構想の策定やその管理の仕組みのための「まちづくり検討会」を開催しています。

そして「藤巻の森」を全住民の憩いの場、一般市民との交流の場とすることを夢んでいます。

【雑然とした森の通り道】

【片づけられた明るい森】



【住民との交流 昆虫探し】



## 藤巻班の紹介

東山の森づくりの会  
機関誌「森だより」  
の5月号に記載予定



## 当面の課題

### i 住民および周辺に関心を惹き付ける方策

前述の住宅地周辺（境界問題）や遊歩道等の関心事項に対象を絞って進めていくことが大切であるが、話し合いを進めるなかでもう少し考えていく必要性がある。

【整理中】

### ii 行政への対応方法

現在の行政では、公園管理に関する事項を自治会で対応させてもらえるところまで持っていくことは容易ではない。



## ○ 組織についてまず考えておくこと

- ア 寄付を集める。ボランティアを募ることができる組織を自治会主導でつくること。
- イ 緑のパートナーシップ認定や各種の団体・協会に入って行政とのパイプも作っておく。学会等にも協力者を得る
- ウ 自治会そのもので進めることは難しいこともあるだろうから、別組織としてもトップは同一人が望ましい。
- エ これらは現行でも行っていることであるが、「整備プログラム見直し」終了後も新しい目的のもとで継続させていくことが必要である。
- オ まちづくり企画課の「地域まちづくり活動」支援の仕組みを引き続き利用することにより市の関係各課とのつながりをしてもらう必要もある。
- カ とりあえずは、今回まとめるこの研究会の報告書「藤巻の森の緑地管理構想」等について行政関係者への報告の場を「まちづくり企画課」に作ってもらう。

このような組織を作りつつ緑地管理をその構想・計画にそって進めていけば、組織はどのような形であっても、実際の緑地管理は、ある程度の労力を集めて意外に進むものである。

(眞弓会長の力強い言葉があった)



## 今後の進め方 基本方針

まちづくり検討チームから 藤巻の“さと”を育む会（以後 育む会）へ  
自治会特別検討チームを改編する。（当面はあくまで自治会組織の一部として）

### ① 育む会で扱う内容

- i 建築協定 緑地協定 のとりまとめ
- ii 住民憲章 それによって ②以降の「緑のパートナー」その他に対する行政への働きかけ活動を進めやすくする
- iii 「まちづくり活動」主として「藤巻の森」全体計画・構想の実現を住民・自治会で取り組むための組織 行政と協働で取り組むための受け皿  
（遊歩道エリアの計画を東山公園再生計画として行政も動き出せないか。住民も一緒に検討・行動する方向を）
- iv 東山森づくりの会（藤巻班）と共同して「藤巻の森づくり活動」に参加する母体  
具体的には「公園事業着手済」の遊歩道エリアは藤巻班名義 その他の公有地は自治会組織
- v ある程度の基金・資金をもった団体として各自然保護団体等に加え・参加するとともに「森づくり」にボランティア参加を呼び掛けることも可能とする。
- vi その名前で町外へPRも行う。



## 具体的な当面の目標

- i 藤巻町を一気通貫できる散歩道を遊歩道エリアに整備し、新池につなぐことを当面の目標とする。
  - ii 藤巻（というよりは東山動植物園の東方の植田山一帯）の昭和初期開発時にその地域を住処とされたといわれた大蛇鎮魂のための祈禱に寄進された観自在菩薩と龍化身（現在町内で保管）を遊歩道の一廓に文化遺産として展示 藤巻ひろば として遊歩道エリア ひいては「藤巻のさと」のシンボルとする。  
（その他落ち葉による堆肥づくり カブトムシの育成場 等）
  - iii その上で遊歩道エリア 平成30年事業収束予定地を予定通り公園解放に持ち込む  
遊歩道エリア は 藤巻の骨格である。これを住民と公園緑地との協働の入口、象徴としたい
  - iv 住宅周辺の境界整備を、その周辺住民負担も求めて行政と協働で行うことを検討する
  - v 生物多様性保護ゾーンに対する対応
- ii iii iv v のためには町内積立金も使うことも考える。その他の財源は別途協議、

遊歩道エリアの途中の工事用フェンスの処置も含めて、協働組織で整備する。

住宅周辺の境界整備の実行方法も含めて藤巻町住民（自治会）が行政に協力して（資金の一部寄付も含めて）行えるような仕組み・協働組織を検討していきたい。

市の土地の公園事業にどのような形で協力できるか（労力のみならず寄付も含めた場合）

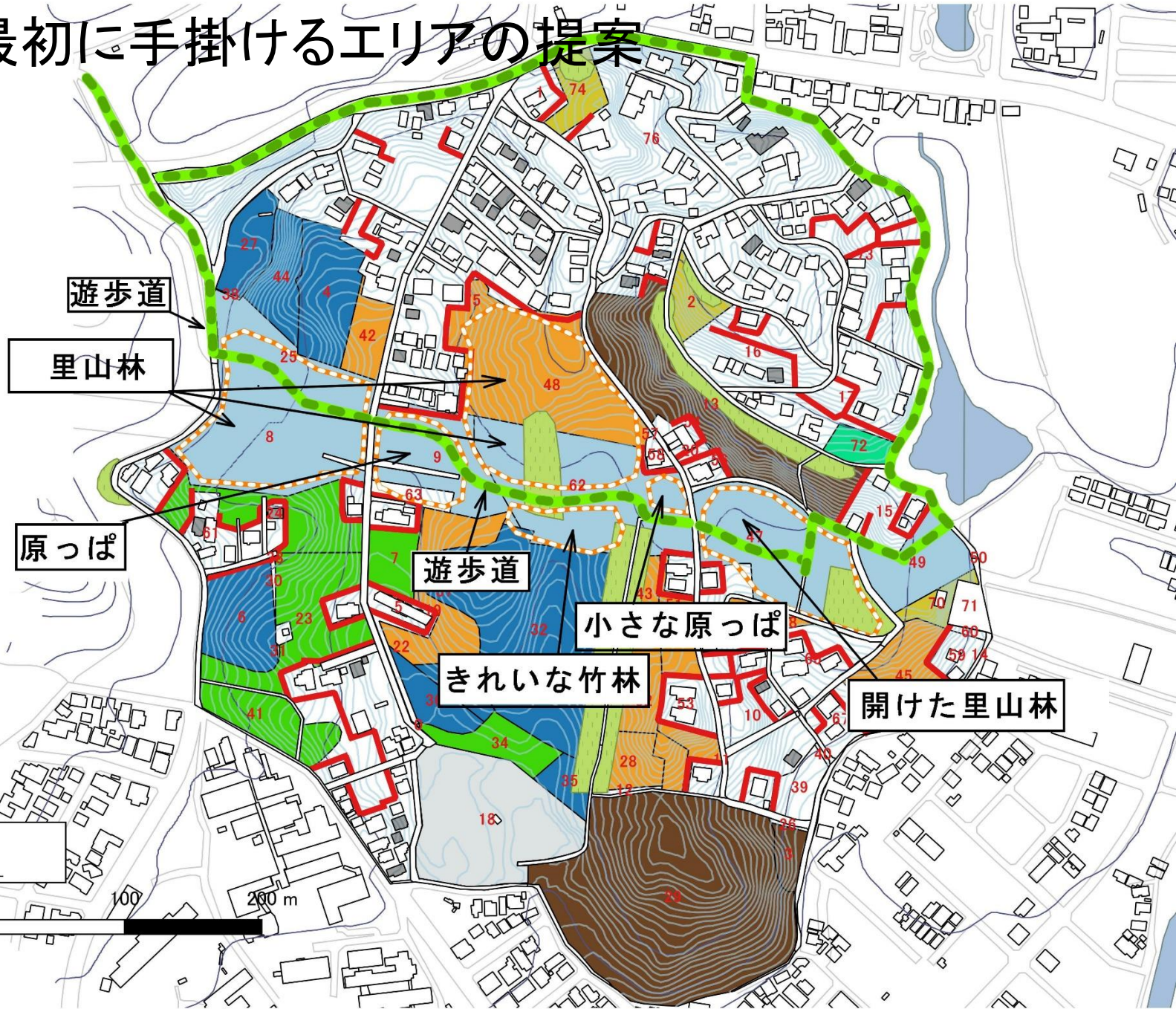
同様な仕組みを、i 14・15組 の私道問題 ii 新池方面の諸問題 にも拡大し、その解決につながる形とする。



# 藤巻で最初に手掛けるエリアの提案

## 管理マップ

- 住宅ゾーン
- 常緑樹林
- 高密落葉樹林
- 中密落葉樹林
- 遊歩道養生
- 竹林
- 草地
- 農地
- 公園
- 保全エリア
- 境界部緩衝帯
- 等高線



管理マップ

100 0 100 200 m



# 緑地管理構想 最初に手掛けるエリア

## 凡例

### ゾーン分類(住宅のみ)

- 人と緑が共生するまちA
- 人と緑が共生するまちB
- 遊歩道ゾーン(隠す)

### 管理マップ(将来構想)

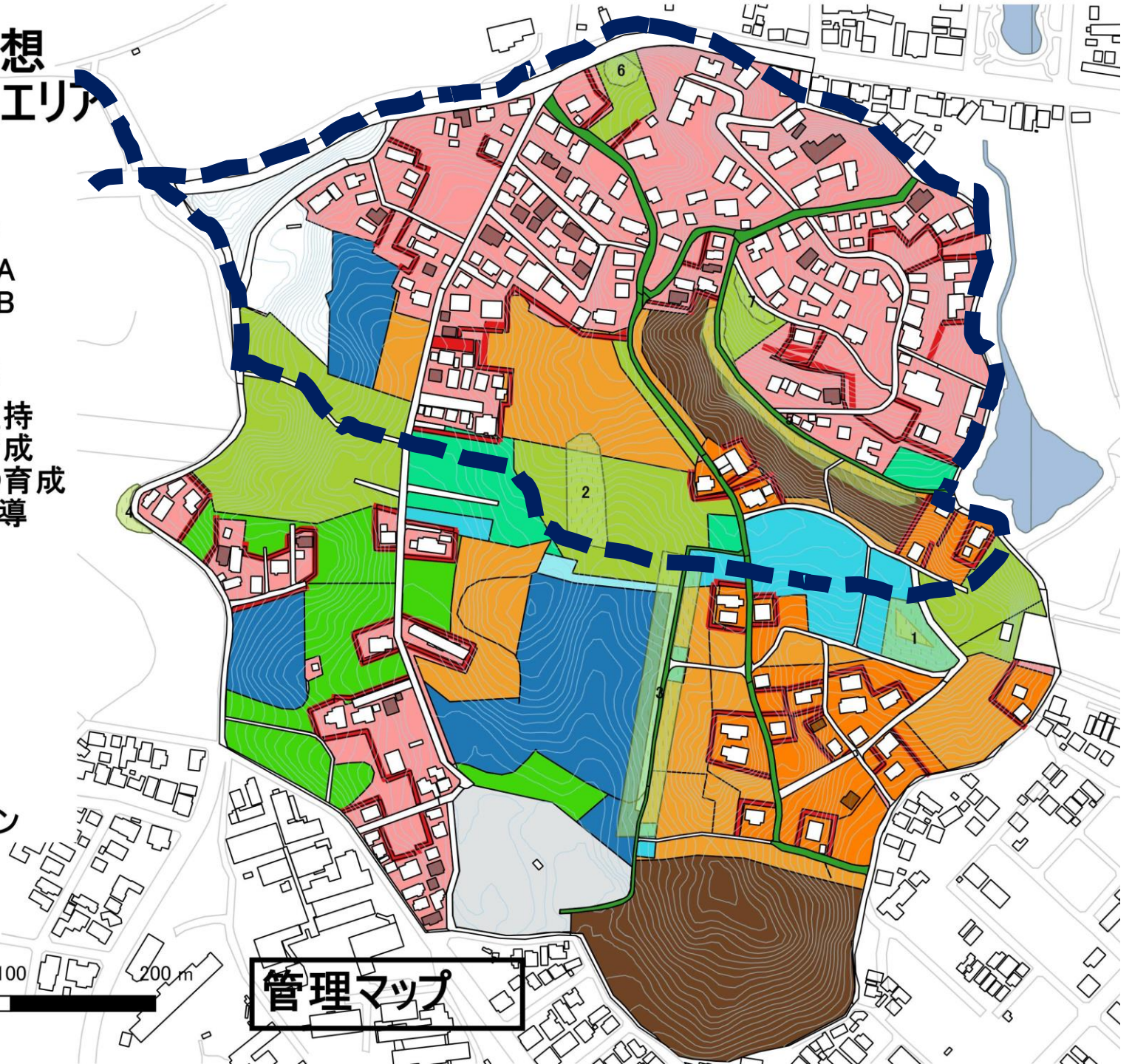
- 広場型落葉樹林の維持
- 里山型落葉樹林の育成
- 大径木型落葉樹林の育成
- 常緑樹林への遷移誘導
- 広場型竹林
- 景観型竹林
- 原っぱ
- 農地
- 公園

### 人と森を結ぶ小路

- 小路
- 多様性保全ゾーン
- 境界部高木伐採ゾーン

100 0 100 200 m

管理マップ





# 遊歩道ゾーン と遊歩道





# 遊歩道エリアの現状





ここに開  
拓時の祈  
念の祠を  
移設？





# 【参考】

藤巻町内で  
保存されている  
昭和初期の  
植田山開拓に  
際して、祈念  
した際の龍化身  
鎮魂碑

遊歩道ゾーン  
の中央に置く  
ものの候補





靜神社の伝説について簡単にお知らせ致します。

昔、現在の東山植物園系の靜ヶ池より荒池に至る附近は  
人跡全く乏し林野でありました。其の地域には大蛇が生存致し  
居ると云い伝へられて居りました。昭和五年頃、当山附近にて南庄  
にあたり大蛇住処の崇りと恐れ、敵入丸系に本祠内に現身  
を避けしめ給ふと、金久寺二十一世代住持比丘 植田八幡宮  
神職 考知靈と祈り封じ、印佛神体は觀自在菩薩並に  
龍化身で(ツルも金物です)あり、当地の奇案を、代々住民が  
祈頼し本祠を護り続けられ、現在に至っております。

以上

昭和三十三年十月吉日

齋卷町自治会

十一月三日はお祭りです

氏子総代 丸山 四十三

午前十時にお参り下さい



ところどころに

昆虫の観察場  
シイタケの楯木  
とか

























## ○ 組織についてまず考えておくこと

- ア 寄付を集める。ボランティアを募ることができる組織を自治会主導でつくること。
- イ 緑のパートナーシップ認定や各種の団体・協会に入って行政とのパイプも作っておく。学会等にも協力者を得る
- ウ 自治会そのもので進めることは難しいこともあるだろうから、別組織としてもトップは同一人が望ましい。
- エ これらは現行でも行っていることであるが、「整備プログラム見直し」終了後も新しい目的のもとで継続させていくことが必要である。
- オ まちづくり企画課の「地域まちづくり活動」支援の仕組みを引き続き利用することにより市の関係各課とのつながりをしてもらう必要もある。
- カ とりあえずは、今回まとめるこの研究会の報告書「藤巻の森の緑地管理構想」等について行政関係者への報告の場を「まちづくり企画課」に作ってもらう。

このような組織を作りつつ緑地管理をその構想・計画にそって進めていけば、組織はどのような形であっても、実際の緑地管理は、ある程度の労力を集めて意外に進むものである。

(眞弓会長の力強い言葉があった)



## 今後の進め方 基本方針

まちづくり検討チームから 藤巻の“さと”を育む会（以後 育む会）へ  
自治会特別検討チームを改編する。（当面はあくまで自治会組織の一部として）

### ① 育む会で扱う内容

- i 建築協定 緑地協定 のとりまとめ
- ii 住民憲章 それによって ②以降の「緑のパートナー」その他に対する行政への働きかけ活動を進めやすくする
- iii 「まちづくり活動」主として「藤巻の森」全体計画・構想の実現を住民・自治会で取り組むための組織 行政と協働で取り組むための受け皿  
（遊歩道エリアの計画を東山公園再生計画として行政も動き出せないか。住民も一緒に検討・行動する方向を）
- iv 東山森づくりの会（藤巻班）と共同して「藤巻の森づくり活動」に参加する母体  
具体的には「公園事業着手済」の遊歩道エリアは藤巻班名義 その他の公有地は自治会組織
- v ある程度の基金・資金をもった団体として各自然保護団体等に加え・参加するとともに「森づくり」にボランティア参加を呼び掛けることも可能とする。
- vi その名前で町外へPRも行う。



## 具体的な当面の目標

- i 藤巻町を一気通貫できる散歩道を遊歩道エリアに整備し、新池につなぐことを当面の目標とする。
  - ii 藤巻（というよりは東山動植物園の東方の植田山一帯）の昭和初期開発時にその地域を住処とすといわれた大蛇鎮魂のための祈禱に寄進された観自在菩薩と龍化身（現在町内で保管）を遊歩道の一廓に文化遺産として展示 藤巻ひろば として遊歩道エリア ひいては「藤巻のさと」のシンボルとする。  
（その他落ち葉による堆肥づくり カブトムシの育成場 等）
  - iii その上で遊歩道エリア 平成30年事業収束予定地を予定通り公園解放に持ち込む  
遊歩道エリア は 藤巻の骨格である。これを住民と公園緑地との協働の入口、象徴としたい
  - iv 住宅周辺の境界整備を、その周辺住民負担も求めて行政と協働で行うことを検討する
  - v 生物多様性保護ゾーンに対する対応
- ii iii iv v のためには町内積立金も使うことも考える。その他の財源は別途協議、

遊歩道エリアの途中の工事用フェンスの処置も含めて、協働組織で整備する。

住宅周辺の境界整備の実行方法も含めて藤巻町住民（自治会）が行政に協力して（資金の一部寄付も含めて）行えるような仕組み・協働組織を検討していきたい。

市の土地の公園事業にどのような形で協力できるか（労力のみならず寄付も含めた場合）

同様な仕組みを、i 14・15組 の私道問題 ii 新池方面の諸問題 にも拡大し、その解決につながる形とする。



## 当面の 管理組織的なものの役割

- i 上記の大雑把な考え方を関係者で話し合う場としての機能
- ii 行政の役割 住民が関与する・関与できる部分  
公有地への立ち入り 境界環境 あるいは一部分の里山への関与を可能とし便宜を図ること
- iii 毎年度(每期?)緑地管理として行う順位、予定の検討会 ともに行うべきことを定期的に話し合う場としての機能
- iv 行政・住民の共同発注
- v 大学等にもよびかけてインフラ勉強会
- vi 財源集めの勉強会と実験的試み

「生活と自然が共生する“まち”」を目指して  
(仮称)【藤巻の“里づくり”の会】を設立。

藤巻町の受け皿とする。

- ・ 当面の基金として高速道路積立金を活用する。
- ・ 藤巻町を舞台にした「緑のパートナー」

眞弓氏と相談して「東山森づくりの会」との役割分担を整理する

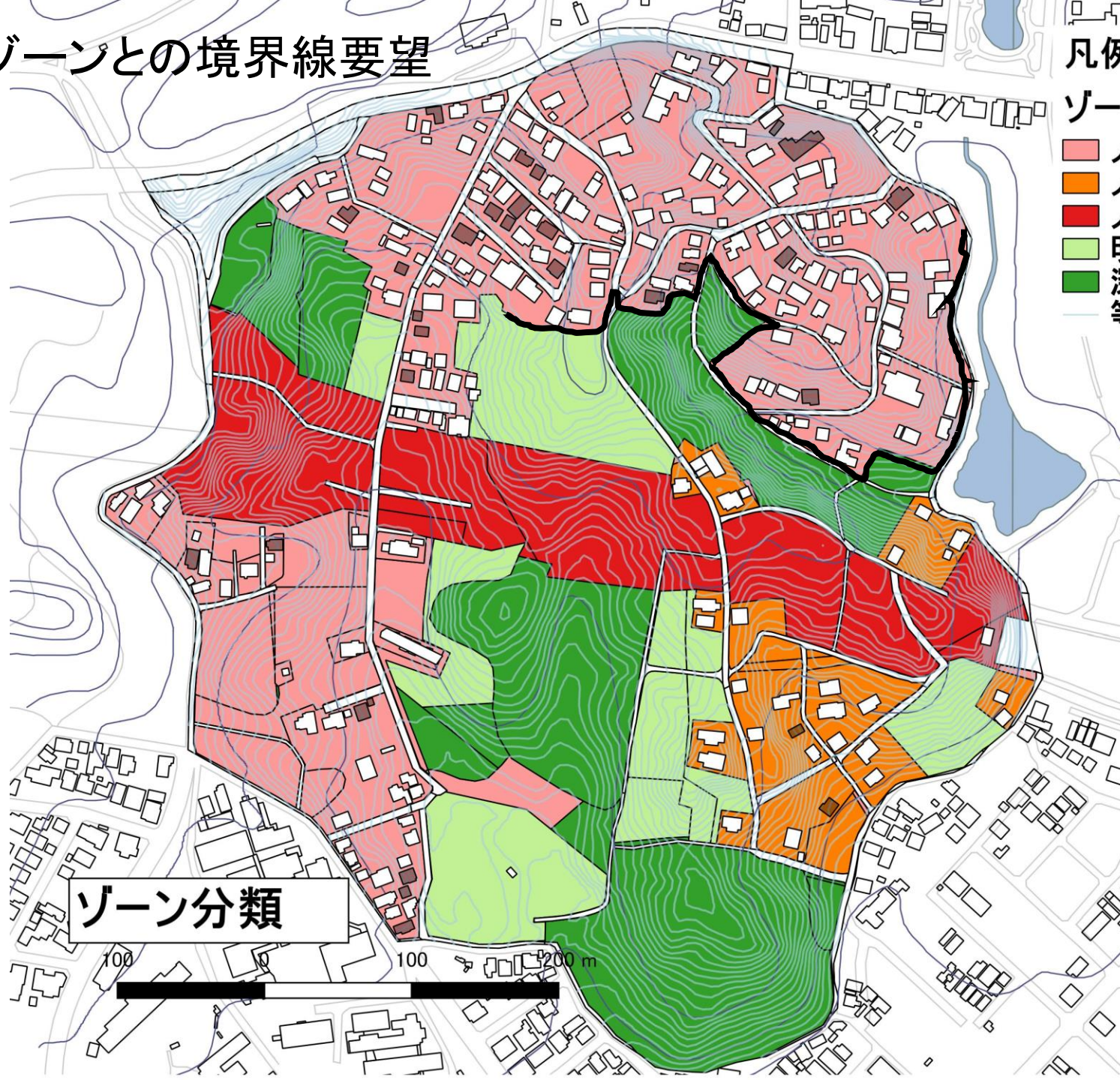


# 住宅ゾーンとの境界線要望

## 凡例

### ゾーン分け

- 人と緑が共生するまちA
- 人と緑が共生するまちB
- 人と生物をつなぐ遊歩道
- 明るい森
- 深い森
- 等高線



## ゾーン分類

住宅ゾーンも樹林ゾーンも  
セットとして「里山公園」を形成

生活道路を公園散策に使い  
公園道路も生活道路として  
利用することもあるのが  
里山公園の道路である。

提案の道路は「生物保護エリア」  
の関係もあり公園道路とするべき  
だが、生活道路としても使用する  
道路と考えている。